

添付法令資料 3 :

省エネルギーに関する2023年6月16日付インドネシア共和国政令No. 33 (目次)
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 省エネルギーの実施
 - 第1節 通則 (第2条)
 - 第2節 上流管理の省エネルギー (第3条)
 - 第3節 下流管理の省エネルギー (第4条ないし第6条)
 - 第1款 エネルギー・マネジメント (第7条ないし第12条)
 - 第2款 エネルギー性能基準及び省エネルギー・マークラベル (第13条ないし第15条)
 - 第3款 省エネルギーの資金調達 (第16条)
 - 第4款 省エネルギー・サービス事業の発展 (第17条ないし第23条)
 - 第5款 省エネルギー意識の向上 (第24条)
 - 第6款 人的資源のキャパシティの向上 (第25条)
 - 第7款 研究及びイノベーション (第26条)
 - 第8款 省エネルギー分野の協力 (第27条)
 - 第4節 エネルギー供給における省エネルギー (第28条及び第29条)
 - 第5節 エネルギー使用における省エネルギー (第30条)
 - 第1款 運送部門の省エネルギー (第31条)
 - 第2款 工業部門の省エネルギー (第32条)
 - 第3款 家庭部門の省エネルギー (第33条)
 - 第4款 建築部門の省エネルギー (第34条ないし第36条)
 - 第6節 政府及び地方政府による省エネルギーの実施 (第37条ないし第44条)
 - 第7節 省エネルギーの実施における国民参加 (第45条)
- 第3章 便宜、奨励及び抑止 (第46条ないし第53条)
- 第4章 データ及び情報 (第54条及び第55条)
- 第5章 指導及び監督 (第56条ないし第61条)
- 第6章 経過規定 (第62条)
- 第7章 終則 (第63条ないし第66条)